

石川県以外の都道府県

制限対象地域

- ※ 「石川緊急事態宣言」 発出 (5/9~6/13)
- ※ 石川県に「まん延防止等重点措置」適用 (5/16~6/13)

政府は、6月20日まで「緊急事態宣言」を北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県に対し、「まん延防止等重点措置」を埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県に対して一部延長して適用することを決めました。一方、6月13日までの群馬県、石川県、熊本県に対する「まん延防止等重点措置」は延長しないとしています。

この状況下に鑑み、学園は、石川県以外の全ての都道府県を「制限対象地域」とする措置を継続します。なお、感染状況により現行の「制限対象地域」を見直す場合がありますので、十分注意してください。

1. 教育活動の優先

- 対面授業の実施内容(対象学生・日程等)は、各学校が定めたとおりであり対面授業を優先した運営をお願いします。

2. 制限対象地域への出張等が許可された教職員

- 活動制限指針に従い、教員は1週間の在宅勤務、職員は1週間、執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。
- より感染力が強いとされる変異株の感染者数が増加傾向です。変異株であっても3密(密集・密接・密閉)を避ける、マスクの着用、手洗いなど、基本的な感染対策が有効です。「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける行動を引き続きお願いします。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。
- 許可された出張等から帰着後は、活動制限指針の定めに従ってください。
- 既に許可されていた出張が制限対象地域となった場合、すみやかに取消の手続きを行って頂き、発生したキャンセル料等は学園が負担します。

3. 制限対象地域へ移動した学生

- 活動制限指針に従い、1週間のキャンパス立入を原則禁止します。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。

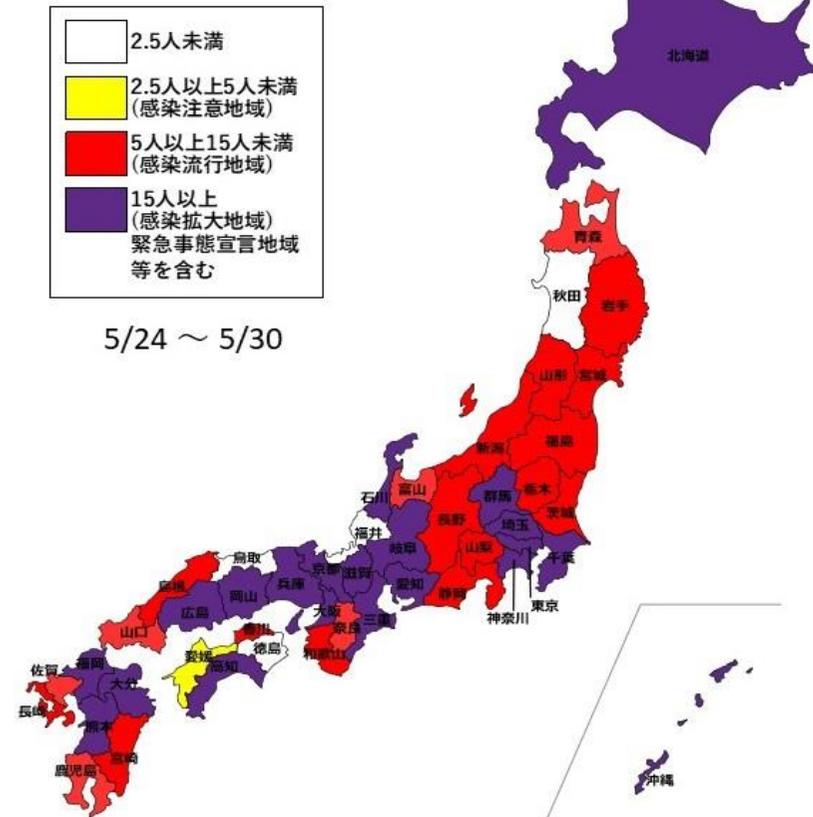
4. 制限対象地域からの来訪者等と接触

- 活動制限指針に従い、学生は1週間のキャンパス立入を原則禁止します。
- 活動制限指針に従い、教員は1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。

注記1. 大学は、6/7(月)から指定科目(実験・実習科目、PDⅢ、修士研究)は対面授業及び学部ごとA/B区分による対面・遠隔交互の授業運営を再開しますが、課外活動については学内のみ可能とし、学外活動は禁止します。
高専については、別途取り扱います。

注記2. 当該期間に行われる学生募集活動等については別途取り扱います。

直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数



【参考】宮崎県が作成した「全国の感染状況について」(宮崎県HPより)